

**筆**者は、内閣府やデジタル庁の有識者会議などで、日本版（日本型）記入済み申告制度の早期導入を長年主張してきた。記入済み申告とは、税務当局が、雇用主や金融機関等から提出された法定調書などの情報（所得金額や控除金額など）を、申告前に申告書に記入し納税者に送付、納税者は記入内容を確認、必要に応じ修正して申告する仕組みで、納税者サービスとして導入された。納税者利便の向上や転記ミスの減少などのメリットがあり、多くの欧州諸国が導入している。

わが国では、欧州諸国の例とは異なり、すべての納税者の情報を税務当局が申告前に収集し、オンライン上で直接納税者に還元する仕組みとはなっていない。そこで、民間・政府機関と納税者がわが国特有のインフラであるマイナポータルを通じて情報連携をし、それをe-Taxの際申告書に自動入力して「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」（国税庁「税務行政の将来像2.0」より）

を目指すこととなった。これが「日本版」記入済み申告である。

情報連携の進捗状況については、内閣府の公表する「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ」で順次公表されてきたが、今回大きな進展が見られた。今後の課題も含め述べてみたい。

これまでの情報連携の進捗状況を見ると、令和2年分から生命保険料控除証明書や住宅ローン残高証明書、特定口座年間取引報告書が、令和3年分からは地震保険料控除証明書やふるさと納税の証明書が、民間送達サービスを通じてマイナポータル連携された。医療費支払額は厚生労働省（審査支払機関）から令和3年9月分以降が、公的年金等の源泉徴収票や国民年金保険料の控除証明書は日本年金機構から令和4年

分以降が直接マイナポータル連携されている。

残された最大の課題は、給与所得者や事業所得者の収入情報であった。スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取り、金額等を自動入力できる機能が令和4年から始まったが、より本格的な対応が求められていた。

河野デジタル大臣は、令和5年4月21日の記者会見で、「企業・事業者から国税庁に源泉徴収票がオンライン提出されている場合」には、

「来年（令和6年）の確定申告から給与所得情報についても自動入力の対象とする」と述べ、「書かない確定申告」、すなわち上記「税務署に行かずにできる社会」をさらに進めることを明らかにした。これは国税庁に提供された情報を納税者に返すという点で画期的な仕組みであり、日本版記入済み申告制度が完成に近づいたものだ。今後企業・事業者の源泉徴収票のオンライン提出が進んでいくと期待される。

今後の課題は、事業所得者の取込みで、プラットフ

ォーマーや発注主企業からの情報入手がカギを握る。平成31年度税制改正で、任意の照会や悪質な納税者に対する実効的な照会についての法整備が行われた。今後は、プラットフォームと契約して報酬を得るギグワーカーの収入情報を、プラットフォームから納税者のポータルへ情報連携させたり、義務づけることが課題となる。フリーランスやギグワーカーは、インターネットの発達や働き方改革の下で増え続けているが、雇用保険に入らない彼らのセーフティネットは手薄で、少子化にもつながっている。セーフティネット構築のためには、彼らの正確な収入情報が前提となる。マイナンバー制度の理念が、「より公平・公正な社会の実現、社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現」であることを再確認したい。

連載

# 税制之理

森信茂樹  
東京財団政策研究所研究主幹

第  
196  
回

完成形に近づく日本版記入済み申告